

取引所為替証拠金取引規定集

くりっく365（取引所為替証拠金取引）取扱約款

個人情報利用目的について

個人情報保護方針

平成19年9月改定

商号：ばんせい証券株式会社
登録番号：金融商品取引業者
関東財務局長(金商)第148号



ばんせい証券

目 次

くりっく365（取引所為替証拠金取引）取扱約款・・・・・・・・・・・・・・・・・・＜P 1＞

個人情報の利用目的について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・＜P 9＞

個人情報保護方針・・＜P 10＞

くりっく365（取引所為替証拠金取引）取扱約款

第1条（本約款の趣旨）

本約款は、お客様がばんせい証券株式会社（以下、「弊社」といいます。） との間で行う「くりっく365（取引所為替証拠金取引）」（以下、「本取引」といいます。）に関する権利義務関係を明確にするための取り決めです。お客様は、本取引を行うにあたり、本約款に掲げる条項を承諾し、自らの判断と責任において本取引を行うものとします。

第2条（法令等の遵守）

お客様は、「金融商品取引法」その他の関連法令及び外国為替銀行間取引で通常行われている慣行に基づき、為替証拠金取引口座設定約諾書等に従うものとします。

第3条（リスクと自己責任の確認）

お客様は、本取引の特徴、仕組み、及び次に掲げる事項及び本約款の内容を十分理解し、また承認したうえでお客様の判断と責任において本取引を行うものとします。

- (1) 対象通貨に係る外国為替相場の状況または変動により、当初期待した値段と同一にならない場合があること。
- (2) 対象通貨及び日本円に係る金利変動リスクがあること。
- (3) 本取引においては、政治・経済情勢の変化、各国政府の規制によるリスクがあること。
- (4) 通信機器の故障等、不測の事態による取引の制限が生じるリスクがあること。
- (5) 少額の証拠金で大きなレバレッジ効果を得られる反面、多大な損失を生じる危険性があること。
- (6) ロスカット（第20条に定義されます。）によりリスクが限定されている場合であっても、市場環境によっては、当該ロスカットの実行による多大な損失を生じる危険性があること。

第4条（口座開設基準）

1. 弊社において本取引の口座を開設することができるお客様は、以下の基準を満たしているお客様とします。
 - (1) 原則として満20歳以上、75歳以下であること。
 - (2) 日本国に居住していること。
 - (3) 弊社の定める基準を満たす収入および金融資産を有すること。
 - (4) 弊社の定める約款、本取引に関する各種規約及びルール等にご同意いただき、本取引の特徴やリスクを十分理解したうえで、自己の責任と判断においてお取引いただけること。
 - (5) 口座開設に必要な書類等を全て差し入れていただくこと。
 - (6) 口座開設にあたり、各種書面における電子交付に承諾していただけること。
 - (7) 弊社から電話または電子メールなどにて随時連絡が取れること。
 - (8) お客様ご自身の電子メールアドレスをお持ちであること。
 - (9) お客様ご本人の名義でお取引いただけること。
 - (10) 取引所または店頭外国為替証拠金取引業務を営む金融商品取引業者の従業員でないこと。
2. 審査の結果、弊社がふさわしくないと判断した場合には、口座の開設をお断りする場合があります。
3. 審査の方法は、書類によるもの以外に、お客様に直接お電話あるいは電子メール等で確認させていただく場合があります。
4. 第1項における口座開設可否の基準・理由等に関しては、弊社はお客様に開示いたしません。

第 5 条 (取引所為替証拠金取引口座による処理)

お客様が行う本取引に関しては、取引証拠金、通貨の売買に伴う当該通貨の買付代金及び売付代金、売買の決済による損益金、金利その他授受する金銭の全てをお客様名義の取引所為替証拠金取引を行うための口座(以下、「本口座」といいます。)により処理するものとします。

第 6 条 (通貨・取引の種類)

本取引において取扱う通貨及び取引の種類は、取引所為替証拠金取引説明書にて弊社が定めるものとします。

第 7 条 (取引時間)

1. お客様が取引できる時間は、弊社が定めるものとします。
2. 弊社は、経済情勢等の変化に伴い取引時間を変更できるものとします。
第 1 項の定めにかかわらず、弊社は、回線及び機器の瑕疵または障害または補修等やむを得ない事由により、予告なくサービスの一部または全部の提供を一時停止または中止することができます。

第 8 条 (売買注文の際の指示)

お客様が本取引を行う場合、本取引の取引形態、取引時間、取引通貨の種類、その他の注文内容、及びその執行方法等は、弊社の応じられる範囲で、お客様が予め指示することにより行うものとします。

第 9 条 (注文及び注文の有効期限)

1. 弊社は、お客様の注文を本取引に係るインターネット上のサイトのみから受け付けるものとし、回線及び機器の瑕疵または障害が発生した場合は、電話、FAX、電子メールその他の手段による受注は一切行わないものとします。
2. お客様が本取引を利用して受け付けた売買注文の有効期限は、当日または週末(注文した日の属する週の最終売買可能日)を期限とします。

第 10 条 (売買注文等の照会)

お客様が本取引に係るシステムを利用して注文された取引の内容は、本取引に係るシステムを利用して照会できるものとします。お客様が本取引に係るシステムを利用して注文された取引の内容に疑義が生じた場合、お客様は異議のある取引のあった日から 15 日以内に弊社に対して異議の申立てを行うものとします。15 日以内に異議の申立てのない場合、お客様は照会された内容を承認したものとみなします。

第 11 条 (売買注文の取消・変更)

お客様が本取引を利用して発注された売買注文について、未約定の場合には、弊社が定める時間の範囲内に限りお客様が本取引に係るシステムを利用することによって、取消・変更を行うことができるものとします。

第 12 条 (注文の執行)

1. お客様が本取引に係るシステムを利用して発注された売買注文は、注文の受付から相当な時間内に執行されるものとします。
2. 次に掲げる事項のいずれかに該当する場合には、弊社はお客様のポジションを決済するために必要な反対売買の注文以外の全ての注文の執行を行わないものとします。
 - (1) お客様の取引口座に取引証拠金が不足する場合。
 - (2) お客様の売買注文の内容が本約款・要綱等に反する場合。

3. お客様の過誤により約定した売買注文については、弊社は一切その責めを負わないものとします。

第 13 条（取引数量・建玉限度額の範囲）

1. 本取引での一取引に係る注文において取扱う数量の範囲は、くりっく365（取引所為替証拠金取引）取引要綱にて弊社が定めるものとします。
2. お客様は、原則として、くりっく365（取引所為替証拠金取引）取引要綱にて弊社が定めた建玉限度基準額の範囲で本取引を行うものとします。

第 14 条（取引レート及びスワップポイント）

本取引に係る取引レート及びスワップポイントには、株式会社東京金融取引所（以下、「取引所」といいます。）が提示するレート及びスワップポイントを適用するものとします。

また、取引レートには売値及び買値の間に価格差があります。

第 15 条（取引注文等の取次・委託）

お客様は、弊社が本取引に関する注文及び本取引に関連する業務を、取引所に取次または委託することを予め同意するものとします。

第 16 条（取引および残高の通知）

1. お客様が売買を行った場合、遅滞無く、当該売買に係る取引を証明する取引報告書等を交付いたします。
2. 本条第1項に定める諸報告書等は、弊社が提供するシステム上にて電磁的な方法によって行うものとし、書面による送付がなされないことに同意するものとします。

第 17 条（委託手数料）

1. お客様が本取引のサービスを利用して取引の注文を行い、約定した場合、弊社は所定の委託手数料を申し受けます。
2. 本取引での委託手数料は弊社が定めるものとします。

第 18 条（取引証拠金の取扱い）

1. お客様は、弊社と本取引を行う場合、お客様が本取引に係るシステムを利用して行う取引について別途弊社が定める発注に必要な取引証拠金の額の証拠金（以下、「発注証拠金」といいます。）を、弊社に預託するものとします。
2. お客様は、新規の取引を開始してから決済を行うまでの期間、お客様が維持しなければならない取引証拠金の額（以下、「維持証拠金額」といいます。）として別途弊社が定める金額以上の金額を常に本口座に預託しておくものとします。
3. お客様は、本約款及び別途弊社の定めるところにより、預託した本取引に係る取引証拠金の返還を受けるとします。
4. 取引証拠金の受払方法は、金融機関口座での振り込みによるものとします。なお、振込手数料は振込者負担とします。

第 19 条（証拠金の追加預託）

1. 弊社はおお客様のポジションを取引所が定める時間、為替レート、スワップポイントにより評価し、お客様が本取引口座に預託した取引証拠金の金額（以下「預入れ証拠金額」といいます。）と評価損益の合計金額が、維持証拠金額を下回った場合、お客様は、当日の弊社が定める時間までに、預入れ証拠金額が維持証拠金額以上になるまで、弊社の定める方法により本取引口座へ追加委託するものとします。

2. お客様が第1項の規定に従って取引証拠金を追加預託すべき場合で、お客様が弊社の指定する日時までに弊社に対して当該取引証拠金の全額を預託したことを弊社が合理的な手段により確認できない時は、弊社は、お客様の損失の拡大防止を目的として、弊社の裁量により、お客様のポジションの全部または一部をお客様の計算において必要な限度で反対売買するものとし、お客様は弊社が反対売買を行うこと及び当該反対売買の結果につき異議を申し立てないものとします。
3. 取引証拠金の追加差し入れの要否及びその金額の確認は、お客様が本取引に係るシステムを利用することによって自ら行うものとします。
4. 弊社は、経済情勢等の変化に伴い維持証拠金額を合理的に変更できることとし、維持証拠金額の合理的変更に伴ってお客様において追加で取引証拠金の預託が必要となる時は、お客様は、弊社の定める日時までに斯かる必要金額を弊社に預託するものとします。

第 20 条 (ロスカット)

1. 弊社は、お客様のポジションが弊社が別途定めた基準を下回った場合、お客様に通知することなく、弊社の裁量により、お客様のポジションの全部につきお客様の計算において反対売買をすること（以下、「ロスカット」といいます。）ができるものとします。
2. 前項に定めるロスカットを行うにあたって、弊社の裁量で、速やかに反対売買を実行するものとし、お客様は弊社が反対売買を行うこと及び当該反対売買の結果につき、異議を申し立てないものとします。
3. ロスカットの実行の手順は、弊社の判断によって変更することができるものとします。
4. ロスカットの実行としての反対売買を行った結果、お客様に残債務が存在する場合には、お客様は、弊社に対して直ちに当該残債務の弁済を行うものとします。

第 21 条 (決済の処理)

お客様は、本取引において買建玉及び売建玉はこれを転売または買い戻しにより差金決済できるものとします。

第 22 条 (弁済条件の変更)

お客様は、弊社が天災地変、経済情勢の激変その他やむを得ない事由に基づいて、本取引に係る弁済条件の変更を行った場合には、その措置に従うものとします。

第 23 条 (期限の利益の喪失)

1. お客様について次の各号の事由のいずれかが生じた場合には、弊社から通知、催告等がなくても、お客様は、弊社に対する本取引に係る債務について当然期限の利益を失い、直ちに債務を弁済するものとします。
 - (1) 支払の停止または破産、民事再生手続開始、会社更生手続開始、会社整理開始もしくは特別清算開始の申立てがあった時。
 - (2) 手形交換所の取引停止処分を受けた時。
 - (3) お客様の弊社に対する本取引に係る債権またはその他一切の債権のいずれかについて仮差押、保全差押または差押の命令、通知が発送された時。
 - (4) お客様の弊社に対する本取引に係る債務について差し入れている取引証拠金ついて差押があった時。
 - (5) 外国の法令に基づく前各号のいずれかに相当または類する事由に該当した時。
 - (6) 住所変更の届出を怠るなどお客様の責めに帰すべき事由によって、弊社にお客様の所在が不明となった時。
2. お客様について次の各号の事由のいずれかが生じた場合には、お客様は、弊社の請求によって弊社に対

する本取引に係る債務の期限の利益を失い、直ちに債務を弁済するものとします。

- (1) お客様の弊社に対する本取引に係る債務またはその他一切の債務のいずれかについて一部でも履行を遅滞した時。
- (2) お客様の弊社に対する債務（本取引に係る債務を除く。）について差し入れている取引証拠金について差押（外国の法令に基づくこれに相当または類する事由に該当した場合を含む。）があった時。
- (3) お客様が弊社との本約款に基づく取引またはその他一切の取引約定のいずれかに違反した時。
- (4) 前3号のほか債権保全を必要とする相当の事由が生じた時。

第24条 (期限の利益を喪失した場合の処理)

1. お客様が前条第1項各号のいずれかに該当した時は、お客様が弊社に設定した本口座を通じて処理される全ての本取引につき、これを決済するために必要な売付契約または買付契約を、お客様の計算において弊社の裁量により締結するものとします。
2. お客様が前条第2項第1号に該当した時は、当該遅滞に係る本取引を決済するために必要な売付契約または買付契約を、お客様の計算において弊社の裁量により締結するものとします。
3. お客様が前条第2項第2号ないし第4号のいずれかに該当した時は、弊社の請求により、弊社の指定する日時までに、お客様は、本口座を通じて処理される全ての本取引を決済するために必要な売付けまたは買付けの申込を弊社に行うものとします。
4. 前項の定めにかかわらず、弊社の指定する日時までに、お客様が売付けまたは買付けの申込を行わない時は、弊社の裁量により、お客様の計算においてそれを決済するために必要な売付契約または買付契約を締結するものとします。
5. 前各項の売付けまたは買付けを行った結果、損失が生じた場合には、お客様は、弊社に対してその額に相当する金銭を直ちに支払うものとします。

第25条 (取引証拠金の充当)

お客様が本取引に関し、弊社に負担する債務を所定の期限までに履行しない時は、弊社は、通知、催告等を行わず、かつ法律上の手続きによらないで、取引証拠金として差し入れた現金につき、諸費用を控除した残高を法定の順序にかかわらずお客様の債務の弁済に充当することができます。また、お客様が当該弁済を行った結果、残債務がある場合は直ちに残債務の弁済を行うものとします。

第26条 (相殺)

1. 期限の到来、期限の利益の喪失その他の事由によって、お客様が弊社に対する債務を履行しなければならない場合には、その債務とお客様の弊社に対する本取引に係る債権その他一切の債権とを、その債権の期限の如何にかかわらず、いつでも弊社は相殺できるものとします。
2. 前項の相殺できる場合には、弊社は事前の通知及び所定の手続きを省略し、お客様に代わり諸預け金の払戻しを受け、債務の弁済に充当することができるものとします。
3. 前2項によって相殺をする場合は、債権債務の利息、損害金等の計算については、その期間を相殺の日までとし、債権債務の利率、本取引に係る弊社に対する債務の遅延損害金の率及び弊社に対するその他の債務の遅延損害金の率については、弊社の定めるところによるものとします。

第27条 (充当の順序)

第25条に基づき取引証拠金の充当を行い、または前条に基づき相殺を行ってもお客様の債務の全額を消滅させるのに足りない場合は、弊社は、取引証拠金の充当または相殺を行う時に、弊社が適当と認める順序方法により弁済の充当をすることができるものとします。

第 28 条 (遅延損害金の支払い)

お客様は、本取引に関し、弊社に対する債務の履行を怠った場合は、弊社の請求により、弊社に対し履行期日の翌日より履行の日まで、弊社の定める率による遅延損害金を支払うものとします。

第 29 条 (通知証券会社等に該当した場合の措置)

1. お客様は、次の各号の事由のいずれかが生じた場合には、決済のため、売付け及び買付けを行うことができなくなるものとします。
 - (1) 弊社が金融商品取引法第 79 条の 54 に定める通知金融商品取引業者に該当し、投資者保護基金が弊社の顧客分別金信託の受益権を行使した時。
 - (2) 弊社が金融商品取引法第 79 条の 55 に定める認定金融商品取引業者に該当し、投資者保護基金がその公告を行った時。
2. 前項の場合においては、お客様と弊社との間におけるお客様の本取引に係る全ての債権(取引証拠金返還請求権を除く。)及び債務との差額に相当する金銭の授受により処理されるものとします。この場合において、お客様が当該差額に相当する金銭を支払うべき時は、当該差額は、お客様が弊社に差し入れた取引証拠金により担保されるものとします。

第 30 条 (認定等に伴う措置に係る請求)

お客様は、弊社が通知証券会社または認定証券会社に該当した場合において、前条に定める取扱いにより、お客様が損害を被ったとしても、弊社に対しその損害の賠償を請求することができないものとします。

第 31 条 (契約上の地位の移転及び債権譲渡等の禁止)

本契約上の地位及び本契約に関連して発生する債権債務は、弊社の事前の書面による承諾なくして、第三者に譲渡し、または担保に供する等一切の処分をすることはできないものとします。

第 32 条 (報告)

お客様は、第 23 条第 1 項各号及び同条第 2 項各号いずれかの事由が生じた場合には、弊社に対し直ちに書面をもってその旨を報告するものとします。

第 33 条 (届出事項の変更届)

お客様は、弊社に届け出たお客様の氏名もしくは名称、印鑑もしくは署名鑑または住所もしくは事務所の所在地その他の事項に変更があった場合は、弊社に対し直ちに書面等をもって、その旨の届出をするものとします。

第 34 条 (報告書等の作成及び提出)

1. お客様は、弊社が日本国の法令等に基づき要求される場合には、お客様に係る本取引の内容その他を日本国の政府機関等宛に報告することに異議を述べないものとします。この場合、お客様は、弊社の指示に応じて、斯かる報告書その他の書類(電磁的記録を含む。次項において同じ。)の作成に協力するものとします。
2. 前項の規定に基づく報告書その他の書類の作成及び提出に関して発生した一切の損害については、弊社は免責されるものとします。

第 35 条 (契約の解除)

1. 次の各号のいずれかに該当した場合、またはお客様が第 23 条に掲げる事由のいずれかに該当し、かつ、弊社が解除の通告をした場合は、お客様との間の本契約は解除されます。但し、解除時においてお客様

の本口座に残高がある場合、またはお客様の弊社に対する本約款に基づく債務が残存する場合には、その限度において本約款に基づく契約は効力を有するものとします。

- (1) お客様が弊社に解約の申出をした時。
 - (2) 弊社がお客様に電磁的方法により提供する取引報告書等について、お客様が電磁的方法による提供を受けない旨の申出をした時。
 - (3) お客様が本約款の条項のいずれかに違反し、弊社が本契約の解除を通告した時。
 - (4) 第 42 条に定める本約款の変更にお客様が異議がある時。
 - (5) 前各号の他、やむを得ない事由により、弊社がお客様に対し解約の申出をした時。
2. 前項の場合において、本口座に残高がある時の処理については、弊社は、お客様の指示に従うものとします。
 3. 前項の指示をした場合は、お客様は、弊社の要した費用をその都度弊社に支払うものとします。

第 36 条 (免責事項)

1. 次の各号の事由による場合を含め、弊社の故意または重過失によらずしてお客様もしくは第三者に発生した損害または費用(以下、本条において「損害等」といいます。)については、弊社はその責めを負わないものとします。
 - (1) 天災地変、戦争、政変、クーデター、金融危機、同盟罷業、外貨事情の急変、外国為替市場の閉鎖等、不可抗力と認められる事由により、本取引に係る注文の執行、金銭の授受または事務手続き等が遅延し、または不能となったことにより生じた損害等。
 - (2) 前項の事由による取引証拠金等の紛失、滅失、虧損等の損害。
 - (3) 外国為替市場の閉鎖または規則の変更等の理由に基づき、お客様の本取引に係る注文に弊社が応じ得ないことにより生じた損害等。
 - (4) 電信、インターネットまたは郵便の誤謬、遅滞等弊社の責めに帰すことのできない事由により生じた損害等。
 - (5) お客様、弊社、市場関係者もしくは第三者の所有または提供する通信回線、通信機器及びコンピュータ機器のハードウェアやソフトウェアの障害、瑕疵、もしくは第三者の妨害による情報伝達の遅延、不能または誤作動が生じたことにより生じた損害等。
 - (6) 本取引に係るシステムを介して表示された為替レート及びチャートを含む、配信または提供する情報等の誤謬、停滞、省略及び中断により生じた損害等。
 - (7) 弊社所定の書類に押印した印影または署名と届出の印鑑または署名鑑とが相違ないものと弊社が認めて、金銭の授受その他の処理が行われたことにより生じた損害等。
 - (8) お客様のログイン ID、パスワード等につき、お客様が入力したか否かにかかわらず、あらかじめ弊社に登録されているものとの一致を弊社が確認して行われた取引により生じた損害等。
 - (9) その他事由の如何を問わず、お客様のパスワード等または取引情報が漏洩し、盗用されたことにより生じた損害等。
 - (10) やむを得ない事由により、弊社が本取引に係るサービスを停止しまたは中止したことにより生じた損害等。
2. 前項の事由により、取引の注文及び執行がお客様の希望する内容で行われない場合も、お客様はその責めを負うものとします。

第 37 条 (損害賠償額についての制限)

弊社の責めに帰すべき損害であっても、これによって生じたお客様の得べかりし利益に関しては、弊社の故意または重過失によるものである場合を除き、弊社は一切その責を負わないものとします。

第 38 条 (通知の効力)

お客様が弊社に届け出た住所または事務所にあて、弊社よりなされた本取引に関する諸通知が、転居、不在その他お客様の責めに帰すべき事由により延着し、または到着しなかった場合においては、通常到達すべき時に到着したものとみなします。

第 39 条 (取得情報の個人利用)

お客様は、本サービスを利用して得られる数値、ニュース等の情報を、お客様の取引目的のみに利用するものとし、第三者への情報提供、営業目的の利用、情報の加工または再配信等、お客様の個人利用以外を目的とした利用を行ってはならないものとします。

第 40 条 (準拠法)

本約款は、日本国の法律に準拠し、日本国の法律に従い解釈されるものとします。

第 41 条 (合意管轄)

お客様と弊社との間の本取引に関する訴訟については、東京地方裁判所を専属の管轄裁判所とします。

第 42 条 (約款の変更)

1. 本約款は、法令等の変更、監督官庁の指示その他弊社の業務上の必要が生じた場合は、変更されることがあります。
2. 前項に定める変更がお客様の従来の権利を制限し、もしくはお客様に新たな義務を課すものである時には、弊社はすみやかにその内容を弊社ホームページ上に掲載するものとします。また、当該変更が重要な変更である場合には書面をもってお客様に通知するものとします。
3. 前項の通知は、電子メールでの方法に代えることができるものとします。
4. お客様が、当該変更に関する異議がある場合は、当該変更が弊社ホームページ上に掲載された日（当該変更が重要な変更である場合には前 2 項に従い、当該変更の通知がお客様に到達した日になります。）から 30 日以内に弊社に申し出るものとし、この期間に異議の申出がない時は、当該変更にご同意いただいたものとみなします。
5. 前項の定めにかかわらず、当該変更が弊社ホームページ上に掲載され、または、当該変更の通知が到達した日から 30 日以内に、お客様が本取引の建玉の反対売買等以外のお取引を行った場合は、本約款の当該変更にご同意いただいたものとみなします。

第 43 条 (電磁的方法による書面の授受)

弊社は、第 32 条及び第 33 条に規定する書面(印鑑または署名鑑の変更に係るものを除く。)の受入りに代えて、電磁的方法により、当該書面によるべき報告または届出を受けることができるものとします。この場合において、弊社はお客様から当該書面によるべき報告または届出を受けたものとみなします。

以上

平成 19 年 9 月改定

個人情報の利用目的について

【お客様の個人情報】

1. 金融商品取引法に基づく有価証券、金融商品等に対する勧誘、販売、サービスの案内を行うため。
2. 法律により金融商品取引業者が営むことのできる業務の金融商品等に対する勧誘、販売、サービスの案内を行うため。
3. 弊社又は関連会社、提携会社の金融商品等の勧誘、販売、サービスの案内を行うため。
4. 上記取引に共通して下記の目的に利用します。
 - お客様の口座開設時の審査目的のため
 - お客様の口座に関する業務処理及び連絡、報告書の発送並びに各種お問い合わせに対する返信のため
 - お客様に対する弊社の提供する商品及びサービスに関する情報提供並びにアンケート実施のため
5. 金融商品取引業等に関する内閣府令等により、人種、信条、門地、本籍地、保険医療又は犯罪行為についての情報その他特別な非公開情報は、適切な業務の運営その他必要と認められる目的以外の目的で利用・第三者に提供いたしません。
6. 監督官庁、関連団体等がお客様の保護の観点から行う事業及び法令に基づいて官公署が行う調査への協力に関する業務を行うため。
7. 市場調査、データ分析及びアンケートの実施等による金融商品やサービスの研究及び開発を行うため。
8. その他、お客様とお取引を適切かつ円滑に履行するため。

【人材募集に際しての個人情報（履歴書・経歴書等）】

- 人材募集に応募した個人の採用又は不採用の決定及びその連絡を行う目的のため。

<公表した利用目的を変更する場合には、変更する利用目的についてお客様に通知し、又は公表いたします。>

以上

個人情報保護方針

弊社は事業遂行にあたり、お客様に関する情報等の個人情報を取り扱っています。

弊社は、個人情報の保護に関する法律の定める個人情報取扱事業者として、「個人情報の保護に関する法律および関連する法令（以下、「法令」といいます。）」を遵守すべく、個人情報の取扱いは、次の通り行います。

1. 重要性の認識

弊社は、個人情報が法令によって保護されていることの重要性を認識し、個人情報の取得、利用、管理等を行います。

2. 利用目的の公表

弊社は、法令の定める場合を除き、ホームページ等の適切な手段によって、個人情報の利用目的を公表します。

3. 適切な取得

弊社は、個人情報を不正な手段で取得しません。

4. データ内容の正確性の確保

弊社は、個人情報の正確性を保ち、これを安全に管理します。

5. 第三者への提供

弊社は、法令の定める場合を除き、予めご本人の同意を得ないで、個人情報を第三者に提供しません。

6. 開示等の求め

弊社は、ご本人から開示等の求めがあった場合には、所定の手続きに従って、適切に取扱います。

7. 安全管理措置

弊社は、個人情報につき改ざん、破壊、紛失、漏洩などの事故の発生を防止し、個人情報の保護を図るため、個人情報保護管理者の設置、内部規程の制定、安全な情報システム構築のための技術的対策など、必要かつ適切な措置を講じます。

8. 役職員の監督

弊社は、個人情報の保護を図るため、全役職員に対し、内部規程を遵守させるとともに、教育、訓練を実施するほか、必要かつ適切な監督を行います。

9. 委託先の監修

弊社は、個人情報の取扱いの全部又は一部を委託する場合は、その取扱いを委託された個人情報の安全管理が図れるよう、委託を受けた者に対する必要かつ適切な監督を行います。

10. 苦情の申出

弊社は、個人情報の取扱いにつき苦情がある場合には、法令および弊社の定める諸規程に従って、適切かつ迅速に対応します。

<苦情の申出窓口>

住所：〒104-0033 東京都中央区新川一丁目 21 番 2 号 茅場町タワー

個人情報問い合わせ窓口 電話番号：03-3551-6169 担当：高橋

取扱時間：月～金/9時～17時（祝祭日・年末年始を除く）

11. 認定個人情報保護団体

弊社は、金融商品取引業務に関して、金融庁の認定を受けた認定個人情報保護団体である日本証券業協会の協会会員です。同協会の証券あっせん・相談センターでは、協会員の個人情報の取扱いについての苦情・相談を受けております。

< 苦情・相談窓口 >

日本証券業協会 証券あっせん・相談センター (<http://www.jsda.or.jp>)

住所：〒103-0025 東京都中央区日本橋茅場町1-5-8

電話番号：03-3667-8008

又はお近くの証券あっせん・相談センターの各支部

12. 開示等の求めに係る手続きに関する事項

(1) 保有個人データについてお客様から次に掲げる開示等の申出があった場合には、個人情報保護法の定めに基づいて適切に対応させていただきます。

- ① 利用目的の通知の求めの申出
- ② 保有個人データの開示の申出
- ③ 保有個人データの内容が事実と異なる場合の訂正等（訂正・削除）の申出
- ④ 保有個人データが利用目的外に使用されている場合の利用停止、消去の申出
- ⑤ 保有個人データが不正に取得された場合の利用停止、消去の申出
- ⑥ 保有個人データがお客様の同意を得ないで第三者に提供されている場合の利用停止、消去の申出

(2) 開示等の手続きについて

- ① お申出は、本人又は代理人によることも可能です。ご来店又はご郵送の方法で受け付けます。
- ② 開示等の求めに際しては、下記の書類が必要となります。

イ 弊社所定の書類

個人情報に係る開示等の求め申請書

ロ 本人確認の為の書類

運転免許証、健康保険の被保険者証、写真付き基本台帳カード、旅券（パスポート）、外国人登録証明書など

ハ 代理人による場合

代理権を証する書面、代理人本人確認のための公的証明書等の身分証明書の写し

(3) 開示の場合の手数料

利用目的の通知の申出及び開示については以下の手数料が必要です。

< 1通に付手数料 1,050円（税込み）＋郵送料（書留郵便 500円、配達証明郵便 290円） >

手数料については現金のお支払もしくは郵便切手でのお支払いのいずれかを選択できます。

(4) 開示等の求めに関する回答

ご本人宛てに書面により回答いたします。（代理人からの求めに対してもご本人に回答いたします。）

(5) 開示等の求めに際して取得した個人情報開示等の求めに必要な範囲のみで利用いたします。

(6) 保有個人データの不開示について

開示等の求めの申し出があった場合、弊社内で適切かつ迅速に審査させていただき、開示できない場合もごさいますが、不開示の場合には、書面で開示できない理由を通知いたします。

以上

ばんせい証券株式会社

住所：〒104-0033 東京都中央区新川一丁目 21 番 2 号 茅場町タワー

TEL：（くりっく 3 6 5 サポートセンター）0120-705-365

E-Mail：c365@bansei-sec.jp

加入協会：日本証券業協会（会社コード 0281）

社団法人 金融先物取引業協会（会員番号 1088）